

## 「東浦町ボランティア活動 支援交付金」申請受付中!



●東浦町ボランティア活動  
支援交付金とは?

ボランティア・NPO  
法人が町内で行う事業に  
対して、最大10万円を交  
付します。

●対象者

総合ボランティアセン  
ター(なないろ)に登録して  
いるボランティア(個人・  
団体)、NPO法人

●対象になる活動

- (1)地域の公共的な課題を  
解決するための事業
- (2)地域の実施団体などに  
おける人材の発掘または育  
成に関する事業
- (3)地域情報の収集又は発  
信に関する事業
- (4)コミュニティ組織の強  
化または地域のネットワー  
ク化に関する事業

●対象経費

講師などへの謝金・謝礼、  
消耗品、燃料費、印刷代、  
郵便料金、保険料、会場使  
用料、事務所の賃借料、備  
など

品購入費など

●受付期間

4月3日(月)～9月29日(金)

●申請方法

申請書と添付書類(事業  
計画書、収支予算書、規約  
など団体の概要がわかる資  
料)をFAX、メールまた  
は直接問い合わせ先へ

※申請書は住民自治課、総  
合ボランティアセンター  
(なないろ)で配布または  
町ホームページからダウ  
ンロード

●審査方法

提出された申請書および  
添付書類を審査し、交付・  
不交付を決定します。

☎ 住民自治課 内線295

Fax (82) 0890

✉ juminjichi@town.

aichi-higashimura.lg.jp

## マイスタディ・ マイプロデュース講座



学びたい!

教えたい!

思いを形に!

①マイスタディ講座

「こんなことを習いた  
い!」学びたい人が自ら企  
画・運営する講座です。

②マイプロデュース講座

「得意なことを生かした  
い!」教えたい人が自ら企  
画・運営する講座です。

■講座開催までの  
スケジュール

- (1)申請書を提出
  - (2)審査のうえ、開催を決定
  - (3)参加者を募集
  - (4)講座を開催
- ※定員の半数以上の申込み  
が必要

■募集内容

●講座開催時期

8月中旬～3月中旬

●募集講座回数

①10回分 ②30回分

※1講座5回まで

※講座1回2時間程度

●申込み

4月5日(水)～5月8日(月)  
に申請書を問い合わせ先へ

※申請書および案内は文  
化センターで配布また  
は町ホームページから  
ダウンロード

■追加募集について

募集講座回数に達しな  
かった場合のみ、先着順で  
募集します。

●募集期間

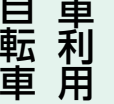
7月3日(月)～9月30日(土)

☎ 文化センター

(83) 9567



## すべての自転車利用 者に対して自転車 乗車時のヘルメット 着用が努力義務に



道路交通法の一部改正に  
より、令和5年4月1日か  
ら、全国すべての自転車利  
用者に対し、自転車乗車時  
のヘルメット着用が努力義  
務化されます。

※県では令和3年4月1日  
から自転車利用者のヘル  
メット着用が努力義務化  
されています。

●自転車乗車用ヘルメット  
購入費用の一部を補助

令和4年の愛知県内自転  
車事故死者は、全員がヘル  
メット非着用でした。補助  
制度を活用して、命を守る  
ヘルメットを着用しましよ  
う。詳細は町ホームページ  
へ

☎ 住民自治課

内線295



「東浦町立地適正化計画」を策定しました



一定の行為を行う場合は、届出が必要になります  
東浦町立地適正化計画を策定し、令和5年4月1日に公表しました。この計画の公表に伴い、都市再生特別措置法の規定により、左表のい

【居住誘導区域に関する届出】

居住誘導区域外において一定規模以上の住宅などの開発・建築などを行う場合

開発行為	建築等行為
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為</li> <li>・ 1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で1,000㎡以上の規模のもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3戸以上の住宅を新築しようとする場合</li> <li>・ 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合</li> </ul>

【都市機能誘導区域に関する届出】

・ 都市機能誘導区域外において誘導施設の開発・建築などを行う場合

開発行為	建築等行為
誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為	誘導施設を有する建築物の新築、改築もしくは用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合

・ 都市機能誘導区域内において誘導施設の廃止・休止を行う場合

いずれかの行為に着手する日の30日前までに町長へ届出が必要となります。詳細は町ホームページまたは問い合わせ先へ  
☎ 都市計画課 内線332

4月2日は「世界自閉症啓発デー」  
4月2日～8日は「発達障害啓発週間」



■発達障がいとは

自閉スペクトラム症（ASD）、学習障害（LD）、注意欠如多動性障害（ADHD）などの、通常低年齢において発現する脳機能の障がいです。他人との関係づくりやコミュニケーションなどが苦手、知的能力が低いわけではないのに、学力や話す力、言葉の理解力の遅れがあるとされています。  
発達障がいを知ること、理解することは、誰もが幸せに暮らすことができる社会の実現につながります。  
■発達障がいにはどんなものがある？  
●自閉スペクトラム症（ASD）  
自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障がいなどを含む概念です。特徴として対人関係が苦手、言葉の発達の遅れや興味・行動に強いこだわりがあります。3歳位までにいずれかの特徴が現れると

言われています。

●学習障害（LD）

基本的に知的発達に遅れはありませんが、聞く、話す、読む、書くなどの特定の領域で学習の遅れがみられる障がいです。

●注意欠如多動性障害（ADHD）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいです。7歳までに特徴が現れ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたします。

■発達障がいがある方には年齢など、相手に合わせた配慮が必要です  
例えば：  
・相手の意図がくみ取りにくいと感じられるときは、説明者の意図が伝わっていない可能性を考慮して対応する。  
・言語的コミュニケーションが苦手な場合は、視覚情報で簡潔に伝える。  
・感覚過敏の人には、落ち

着いた環境を用意する。  
・こだわりがある人には、こだわりを受け止めたうえで、適切に対応する。  
■発達障がいに関する相談をしたいとき  
発達障がいがある方や、その家族、それにかかわる方など、どなたでも利用可能です。

●あいち

発達障害者支援センター

▼電話相談

月～金曜日

・受付時間

午前10時～正午、午後1時～4時

☎ 0568(88)0849

▼来所相談(予約制)

月、木曜日(祝日、年末年始を除く)

・予約受付時間

午前9時～正午、午後1時～5時

☎ 0568(88)0811

内線8109

☎ 0568(88)0811

内線162

☎ 0568(88)0811

内線8109

☎ 0568(88)0811

内線162

☎ 0568(88)0811

内線8109

☎ 0568(88)0811

内線162

## ひとり親家庭等に関する手当制度



ひとり親家庭などの生活の安定と児童の健全育成のため、児童を監護養育する方へ手当を支給する制度です。支給を受けようとする

方および児童は、町内に居住していれば国籍は問いません。手当は、国の児童扶養手当、県遺児手当、町遺児手当で、すべて所得制限

	児童扶養手当	県遺児手当	町遺児手当
受給者(申請者)	父、母、養育者(祖父母、おじ、おばなど)		
支給対象児童	死別、離婚などにより父または母と生計を同一にしていない児童、父または母に重度の障がいがある児童		
支給期間	児童が18歳到達年度の末日まで ※施行令で定める程度の障がいがある方は20歳未満まで	児童が18歳到達年度の末日までの最長5年間	
手当月額(令和5年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶児童1人の場合 全額支給 44,140円 一部支給 44,130～10,410円</li> <li>▶児童2人の場合の加算額 全額支給 10,420円 一部支給 10,410～5,210円</li> <li>▶児童3人以上の場合の加算額* 全部支給 6,250円 一部支給 6,240～3,130円 ※1人増すごとに加算</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童1人につき</li> <li>・1～3年目 4,350円</li> <li>・4～5年目 2,175円</li> <li>・6年目以降 0円</li> </ul>	児童1人につき 5,000円

があります。手当の概要や支給要件、所得制限については問い合わせ先へ

### ●注意

事実婚(異性の頻繁な訪問や同居、経済的援助など)の場合は、手当は申請できません。また、各手当を受給中の方が事実婚となった場合は資格喪失や返還などが生じます。

### ●一部支給停止措置など

児童扶養手当は原則、手当の支給開始月の初日から起算して5年を経過すると、受給資格者が父または母の場合、手当の2分の1が支給停止となります。

ただし、①または②により必要書類を期限内に提出した場合、支給停止が解除されます。該当する方には通知しますので、必要書類を郵送または直接問い合わせ先へ

※所得の状況や家族の状況などに変化があった場合は、この限りでない

①受給している父または母などが次のいずれかに該当する場合  
・就業している

- ・求職活動などの自立を図るための活動をしている
- ・身体上または精神上的の障がいがある
- ・負傷または疾病などにより就業することが困難である
- ・受給している父または母などが監護する児童または親族が障がい、負傷、疾病、要介護状態などにより、介護する必要があるため就業することが困難である

②①に該当しないため、児童課において相談し、その上で求職活動などを行った場合

●その他  
必要書類などの詳細は町ホームページまたは問い合わせ先へ

●申請・問い合わせ  
児童課 内線140

## 県立大府もちのき特別支援学校 よつば相談

保育所・幼稚園や学校の生活になじめない、学習に集中できない、理解力はあるのに文字を読むことが苦手など、気になる子どもの理解の仕方や支援の方法について相談を行っています。

### ●ところ

県立大府もちのき特別支援学校

### ●対象

東浦町、大府市、東海市、豊明市に在住の保護者の方や保育所・幼稚園、小・中学校、高等学校の先生

### ●相談料 無料

### ●受付 随時

※相談日時は電話申込時に相談のうえ決定

※秘密は厳守しますので、安心して相談してください。

### ●問県立

大府もちのき  
特別支援学校  
相談支援部



☎(46)3011

### 就学援助制度



経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、学用品費、学校給食費、修学旅行費などの援助を行い、義務教育の機会均等を確保する制度です。

●対象  
援助を受けることができず保護者の方は、次のい

- ・ 生活保護世帯の方
- ・ 当該年度に生活保護が停止または廃止された世帯の方
- ・ 町民税が非課税または減免されている方
- ・ 個人事業税または固定資産税が減免されている方

- ・ 産税が減免されている方
- ・ 国民年金の掛金が減免されている方
- ・ 国民健康保険税が減免等されている方
- ・ 児童扶養手当を受給している方
- ・ 社会福祉協議会が実施する生活福祉資金の貸付を受けている方
- ・ 前年の所得が町の基準額以下の方
- ・ 離職などにより今年の所得見込みが町の基準額以下の方

下の方

- 受付 随時
- 図書館教育課 内線175



### 慰霊巡拝



国では、戦没者を慰霊するため、遺族を対象に慰霊巡拝を実施しています。実施予定時期、申込方法などは問い合わせ先へ

#### ●内容

戦没者の配偶者(再婚した者を除く)、父母、子、兄弟姉妹、参加遺族(子、兄弟姉妹)の配偶者、戦没者の孫、甥、姪の旅費を補助するもの

#### ●派遣地域

中国東北地方(旧満州地区全域)、インドネシア、東部ニューギニア、フィリピン、硫黄島など

図書館緑地課 内線137

### 公益目的通報の外部通報先が変わります



「東浦町職員の公正な職務の執行の確保に関する条例(コンプライアンス条例)」では、町民や職員が町の組織内で行われている法令や公益に違反する行為を発見した際に、町や町の外部窓口へ通報するための手続きと対応方法、通報者の保護などを定めた公益目的通報制度を定めています。令和5年4月1日から次のとおり外部窓口

が変更となります。

#### ●通報先

- 外部窓口(外部監察員)
- 弁護士法人半田みなと法律事務所 中島康雄弁護士
- ☎0569(25)0008
- Fax 0569(25)0009
- 住所 〒475-0925
- 半田市宮本町
- 三丁目217番地21
- セントラルビル2階
- 203号室

※内部窓口は変更ありません(コンプライアンス委員会(役場秘書人事課) 図書館秘書課 内線221)



### 緑の募金への協力をお願いします

町内の緑化と緑化意識の向上のため、緑の募金運動を実施します。

#### ●募金期間

4月1日(日)～5月31日(日)

#### ●募金箱設置場所

このはな館(於大公園内)、行政サービスコーナー(イオンモール東浦2階)、各地区コミュニティセンターなど

図書館緑地課 内線261

